

平成 22 年度第 2 回公民館運営審議会議事録  
(要点)

日 時 平成 22 年 7 月 2 日 (金) 午後 7 時～9 時

場 所 永山公民館 4 階 視聴覚室

出席委員 : 8 名

欠席委員 : 2 名

職員 : 8 名

議事録署名 : 委員

※傍聴者なし

## 1. 内容

### (1) 委員紹介及び委嘱状交付

委員 第 1 期 : 平成 22 年 5 月 14 日～平成 22 年 7 月 31 日 (残任期間)

第 2 期 : 平成 22 年 8 月 1 日～平成 24 年 7 月 31 日 (改選期間)

### (2) 議事録署名人 委員

### (3) 委員選出について

① 都公連役員 委員長を選出

② 多摩市社会教育臨時委員 委員を選出

### (4) 事業進捗質疑

① 平成 22 年度主催事業進捗状況 (平成 22 年 6 月 1 日現在) ……………資料 2

委員 実行委員会を作って、支援して、自立していく。市民と協働でいろんな事業をやっていくところが多摩市の公民館事業の特徴である。テーマを何にするか、市民が自分たちで決めていく、そういう意味でバルブゼミは重要な講座だと思う。藤沢市の公民館では学習したことを社会的な活動に、実践に活かしている。「学んだことは各自やって下さい」というのが今迄の自治体のスタンスだ。学習テーマを募集し、学んだ後の社会的な活動の領域まで市と行政が一緒になって創っていく。バルブゼミでもそういった方向性を参考にしてほしい。

委員 女性センター協力事業は施設を無償提供する形で支援になっているのか。

館長 2-7 子育て・安心講座、柳田邦夫講演会は女性センター運営委員会から企画が出され、公民館は協力することで一緒になった。女性センター主催事業なので施設使用料は支払わない。

委員 地域力育成事業がある。多摩市は高齢化が進んでいて、その人たちが学び、社会へ貢献していく活動は必ずしもない。地域力育成させる事業を公民館事業として創造していく、そういう仕掛けができないか。

館長 5-14～5-15 市民団体、市民サークルが企画運営する事業をたま広報で募集した。公民館職員が企画することも必要であるが、行政側がキャッチしたニーズでしか企画ができないことは本旨ではないということで取り組んでいる。関戸公民館とも協力体制で審査を一緒にやっている。

委員 地域力育成とは学習をして、何かをやることではない。高齢者のノウハウを持った人たちを集めて、そこに新しい事業を起こしていく。地域独特の文化を育成する。そういう仕掛けが市民から出て来ても良い。

委員 どうしても行政主導型になってしまう。いま、行政側がこの問題を抱えている。それを解決するための講座になりがちな印象を受けた。そういう流れがあっても良いし、市民企画事業があっても良いし、多様なパターンが必要である。多摩市では市民を全面主役にした公民館運営がされているので、市が全面にリードする事業が出て来ても良い。

館長 建設的な提案である。議論の中で提案があれば事業計画に取り組んでいきたい。

館長 1-3 地域貢献講座がある。全く初めての内容で、高橋俊委員が必要と思われるイメージで取り組んでいく。ただし、公民館だけでは取り組めない内容なので、市民活動情報センター、創業部分を持っている経済観光課と力を合わせた内容としたい。

②公民館施設別使用状況（平成 22 年 4 月分～5 月分） ……………資料 3  
- 特に意見なし -

#### (5) 議事

①平成 21 年度事業報告について ……………資料（配付済）

館長 前回配付した資料 7 について、質疑があればもう少し付け加えたい。

委員長 次回に質疑を行う。

②利用者懇談会意見について① ……………資料 4

館長 利用者からの様々な意見や要望をまとめてある。いくつか宿題があって、利用者に「そうか」と納得頂けないこと、若干平行線の部分があった。  
抽選予約・利用料について、2 項目目「抽選予約は優先順位を付けて申し込みができるようにシステムを変更できないか」という提案である。現在のシステムでは対応が難しいが意見交換をしてほしい。6 項目目「抽選予約・利用料に関しては、平成 22

年度公運審の議題とする。その際、利用しやすくなるよう努力していく」と公民館長として返事をしている。

項目には無いが、貸し館の時間区分についても議論して、一定の見解を頂きたい。午前・午後・夜間の3区分であるが、コミュニティセンターでは部分的に時間単位で貸し出しをしている。例えば、2時間単位で貸し館ができないかといった要望がある。その他は運営側で対応できる内容であるが、お目通し後に具体的な協議をして頂きたい。

委員長 次回以降、十分に咀嚼して議論してほしい。  
次は都公連委員部会の報告を。

委員 第1回研修会の案内である。  
7月17日(土)13時30分～16時00分 昭島公民館3階視聴覚室  
13:30～14:00 全体会  
14:00～16:00 研修会「公民館運営審議会の役割と課題を学ぶ」

委員長 「公民館運営審議会宛の文書について」説明を。

館長 追加資料②、公民館運営審議会宛に市民から文書が届いた。正式な文書として受理し、公民館運営審議会会長名で返事を出すことになる。内容は「自宅でお教室をやっているが手狭になった。謝礼金は赤字で、民間施設は費用が高く、公民館をお教室で使わせてほしい」。事務局の見解としては基本的にはNOで、営利団体への提供は困難である。  
なお、自主語学サークルやダンスサークルで先生を呼んで活動することは可能である。

委員 コミュニティセンターでは営利団体の使用はどうなっているのか。

館長 基本的には公民館に準じて、地域の人がサークル活動等で使う。

委員 ニュータウン内の集会所では可能な場所が多い。全く余地がないということではなく、集会所等も当たる努力を紹介した方が良かったらう。管理者との話し合いになるが、団地外の人でも使える場合がある。

委員 自治会館も同じで、単位は午前・午後・夜間である。

館長 公民館では社会教育法が根拠で政治・宗教・営利活動をしてはいけない。

委員 政治教育・宗教教育とか、教育であれば良い。政治団体が政治活動、宗教団体が布教活動だとダメである。基本的には営利団体としての活動は認められないという立場は貫く。ただ、門前払いではなくて、こういう利用の仕方がいるんるところでできるといった情報も差し上げる方が良い。

館長 本日の時点では「現行制度下で公民館を使わせてほしい」という問い掛けなので、事務局としては「営利活動では難しい」ということで捉える。

委員長 「法制度の中で決められているルールがある。」審議会の総意はそうなるので、細かいところは事務局へ任せる。

館長 正式に回答文を作成し、委員長・副委員長へは文案を確認して頂く。

委員長 次回は9月10日（金） 視聴覚室 19時から